

平成23年6月7日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原中 勝征

東日本大震災への税制上の対応について（地方税）

東日本大震災の復興への貴会のご尽力に対し、深く敬意を表します。

さて、今般、平成23年4月27日に、東日本大震災の被災者等の負担軽減等を図るため、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（震災特例法）が施行され、地方税につきましても、別添の通り、各種負担軽減措置等が講じられております。各都道府県・各市町村は、震災特例法施行を受けて、必要な手続等も含めた地方税に係る具体的措置を講じることとなります。

つきましては、各都道府県及び各市町村の震災特例法施行を受けた地方税に係る措置につきまして、必要に応じ、貴会会員各位への周知等適宜ご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、医業税制に関連する主な措置は、下記の通りです。

（1）個人

- ① 住宅・家財・自家用車などの損害について住民税軽減措置（所得税で申告した場合は手続不要）。
- ② 市町村長が指定した区域内の土地・家屋について固定資産税・都市計画税課税免除（手続不要）。
- ③ 被災した家屋・土地の代替資産を取得した場合の固定資産税・都市計画税・不動産取得税の軽減（認定手続必要）。
- ④ 被災した医療用機器等の償却資産の代替資産を取得した場合の固定資産税軽減（認定手続必要）
- ⑤ 大震災で滅失・損壊した自動車の自動車税・軽自動車税非課税（認定手続必要）。
- ⑥ 被災した自動車に代わる自動車を取得した場合、自動車税・軽自動車税非課税（認定手続必要）。

- ⑦ 都道府県・市町村単位で、一律に全ての地方税の申告・納付期限が延長されている場合あり（手続不要）
- ⑧ 上記以外の地域でも、個別の申請により申告・納付等の期限の延長が認められる場合あり。

（２）法人

- ① 市町村長が指定した区域内の土地・家屋について固定資産税・都市計画税課税免除（手続不要）。
- ② 被災した家屋・土地の代替資産を取得した場合の固定資産税・都市計画税・不動産取得税の軽減（認定手続必要）。
- ③ 被災した医療用機器等の償却資産の代替資産を取得した場合の固定資産税軽減（認定手続必要）
- ④ 大震災で滅失・損壊した自動車の自動車税・軽自動車税非課税（認定手続必要）。
- ⑤ 被災した自動車に代わる自動車を取得した場合、自動車税・軽自動車税非課税（認定手続必要）。
- ⑥ 都道府県・市町村単位で、一律に全ての地方税の申告・納付期限が延長されている場合あり（手続不要）。
- ⑦ 上記以外の地域でも、個別の申請により申告・納付等の期限の延長が認められる場合あり。

また、今回の地方税法上の措置の他に、各都道府県・各市町村ごとに、独自の減免措置を講じる場合もありますので、ご注意ください。

〔別添資料〕

○ 東日本大震災 地方税の取扱等について（平成 23 年 5 月 総務省）

重要なお知らせ

東日本大震災 地方税の取扱い等について

<住民税関係>

- 1 住民税の軽減があります
- 2 住宅借入金等特別税額控除は引き続きご利用いただけます
- 3 財形住宅(年金)貯蓄を非課税で払出しを受けることができます

<固定資産税・都市計画税・不動産取得税関係>

- 1 固定資産税・都市計画税の課税免除があります
- 2 被災した住宅の敷地についての特例があります
- 3 被災した家屋・土地に代わるものを取得した場合に特例があります
- 4 被災した償却資産に代わるものを取得した場合に特例があります

<自動車取得税・自動車税・軽自動車税関係>

- 1 大震災で滅失・損壊した自動車の自動車税・軽自動車税は非課税です
- 2 被災した自動車に代わる自動車を取得した場合に特例があります

<その他>

- 1 申告・納付等の期限が延長されます
- 2 減免措置があります

<住民税関係>

1 住民税の軽減があります

◎住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は、住民税の軽減を受けることができます。

◎所得税で申告した方については、基本的に手続不要です。ただし、所得税を納める必要がなく、住民税のみ納める必要がある方については、この軽減措置を受けるために手続が必要ですので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

2 住宅借入金等特別税額控除は引き続きご利用いただけます

◎大震災で住宅が滅失等した場合でも、引き続き、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けることができます。

3 財形住宅（年金）貯蓄を非課税で払出しを受けることができます

◎大震災で被害を受けたことにより、平成 24 年 3 月 10 日までに財形住宅（年金）貯蓄の払出しを受ける場合、その利子等は課税されません。

◎所得税について非課税の手続きをしていただいた方は、地方税の非課税措置を受けるための手続きは必要ありません。

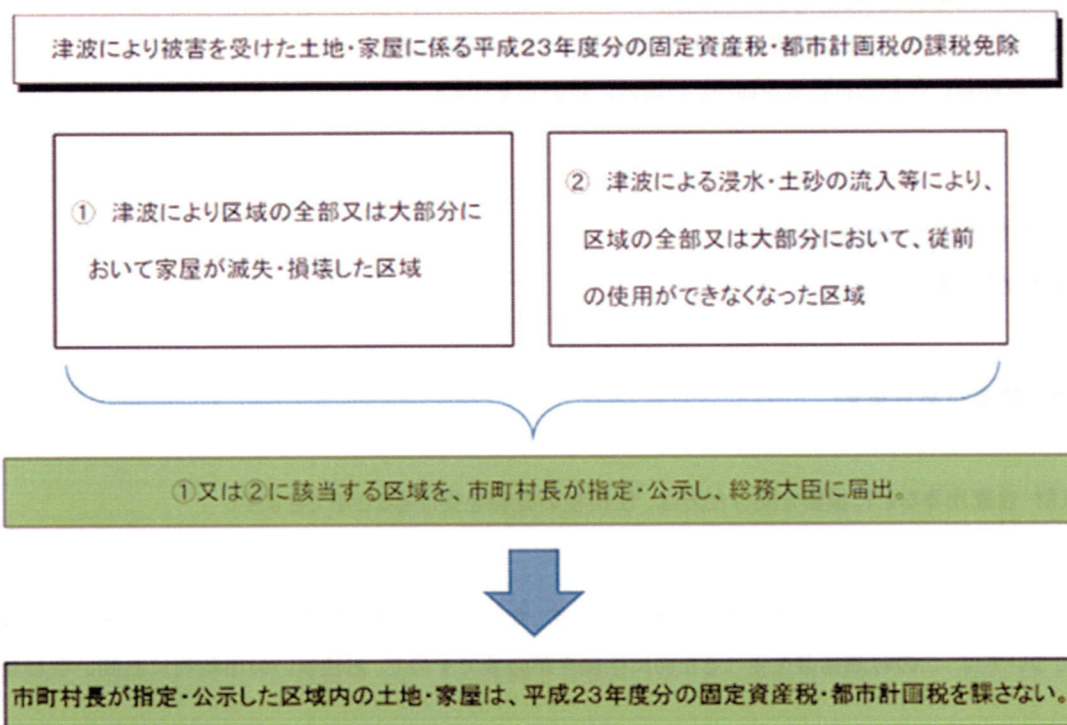
◎大震災後、この措置が始まる前に払出しを受けた方も、申請いただければ還付いたします。また、還付を受けるためには、都道府県に対して還付請求を行う必要があります。詳しくは、最寄りの都道府県・金融機関にお問い合わせください。

<固定資産税・都市計画税・不動産取得税関係>

1 固定資産税・都市計画税の課税免除があります

◎津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定した区域内の土地・家屋については、平成 23 年度分の固定資産税・都市計画税は課されません。なお、特段の手続きは不要です。

◎具体的にどの区域が指定されているかについては、お住まいの市町村にお問い合わせください。



2 被災した住宅の敷地についての特例があります

◎大震災で滅失・損壊した住宅の敷地について、引き続き、住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の軽減を受けることができます。

◎必要な手続きについては、敷地が所在する市町村にお問い合わせください。

3 被災した家屋・土地に代わるものを取得した場合に特例があります

◎大震災で滅失・損壊した家屋やその敷地に代わる家屋・土地について、固定資産税・都市計画税・不動産取得税の軽減を受けることができます。

◎軽減措置を受けるためには、代替家屋や代替土地が所在する都道府県(不動産取得税)や市町村(固定資産税・都市計画税)にその家屋や土地の認定を受ける必要があります。必要な手続きについては、代替家屋や代替土地が所在する都道府県・市町村にお問い合わせください。

被災住宅用地の特例及び被災代替住宅用地の特例

特例の概要

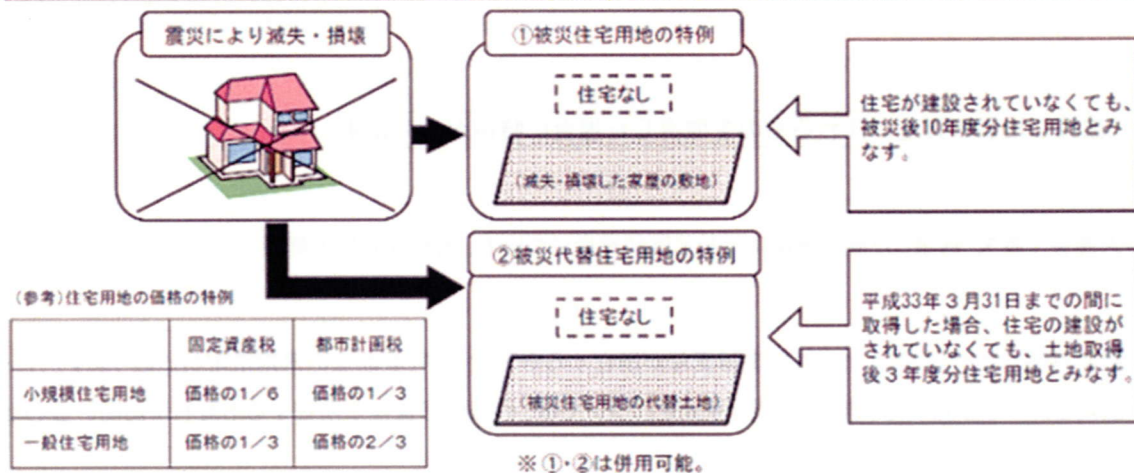
①被災住宅用地の特例

東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地(被災住宅用地)については、平成24年度分から平成33年度分まで当該敷地を住宅用地とみなし、住宅用地の価格の特例を適用。

②被災代替住宅用地の特例

被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地の代替土地を平成33年3月31日までの間に取得した場合、当該代替土地のうち被災住宅用地相当分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなし、住宅用地の価格の特例を適用。

※ 本来、住宅用地の価格の特例は、住宅が建設されている土地にのみ適用可能



被災代替家屋の取得に係る特例及び被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

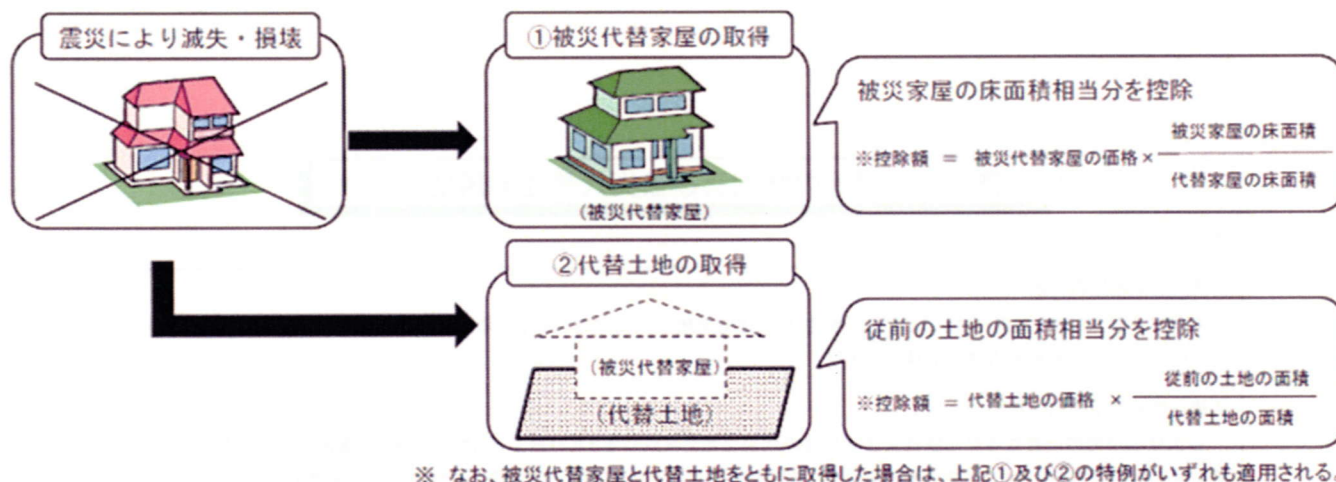
特例の概要

①被災代替家屋の取得に係る特例

被災家屋の所有者等が、当該被災家屋に代わる家屋(被災代替家屋)を、平成33年3月31日までの間に取得した場合には、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

②被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

被災代替家屋の敷地の用に供する土地(代替土地)で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地(従前の土地)に代わる土地を、平成33年3月31日までの間に取得した場合には、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。



4 被災した償却資産に代わるものを取得した場合に特例があります

◎大震災で滅失・損壊した償却資産に代わる償却資産について、固定資産税の軽減を受けることができます。

◎軽減措置を受けるためには、代替償却資産が所在する市町村(災害救助法の適用市町村に限ります。)にその償却資産の認定を受ける必要があります。必要な手続きについては、代替償却資産が所在する市町村にお問い合わせください。

<自動車取得税・自動車税・軽自動車税関係>

1 大震災で滅失・損壊した自動車の自動車税・軽自動車税は非課税です

◎「海水に浸り使えなくなった」「車庫がつぶれて車体が壊れた」「津波で流されてどこに行ったか分からない」など、大震災で滅失・損壊した自動車には、自動車税・軽自動車税は課されません。

2 被災した自動車に代わる自動車を取得した場合に特例があります

◎大震災で滅失・損壊した自動車の代替自動車を平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に取得した場合については、自動車取得税が非課税となります。また、平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税が非課税となります。

◎非課税の特例措置を受けるためには、代替自動車の主たる定置場が所在する都道府県(自動車取得税・自動車税)や市町村(軽自動車税)にその自動車の認定を受ける必要があります。必要な手続きについては、代替自動車の主たる定置場が所在する都道府県・市町村にお問い合わせください。

◎平成23年3月11日から現在までの間に、既に代替自動車を取得された方は、代替自動車の主たる定置場が所在する都道府県に申請することにより、納付した自動車取得税の還付を受けることができます。必要な手続きについては、代替自動車の主たる定置場が所在する都道府県にお問い合わせください。

被災代替自動車の取得に係る自動車取得税の非課税措置及び 被災代替自動車に係る自動車税・軽自動車税の非課税措置

背景

○ 未曾有の津波被害等により、多くの自動車が被災したため、地域の生活必需品である自動車の買換えが必要となる。

⇒ 大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車(被災代替自動車)を平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とする。

⇒ 大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車(被災代替自動車)に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税を非課税とする。



<その他>

1 申告・納付等の期限が延長されます

◎大震災により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。これには、都道府県・市町村が条例で一律に期限を延長している場合と都道府県・市町村への申請により延長が認められる場合があります。詳しくは、お住まいの都道府県・市町村にお問い合わせください。

(1) 一律の期限延長

お住まいの都道府県・市町村が一律に期限を延長している場合には、平成23年3月11日以降に到来する全ての地方税の申告・納付等の期限が延長されています(手続きは必要ありません。)

(2) 個別の申請による延長

上記(1)以外の地域の納税者の方についても、都道府県・市町村に申請することにより、申告・納付等の期限の延長が認められる場合があります。

2 減免措置があります

◎上記の措置のほか、被害にあわれた方の状況を踏まえ、都道府県・市町村の条例の定めるところにより税の減免を受けることができます。

◎減免の内容や必要な手続きについては、お住まいの都道府県・市町村にお問い合わせください。

連絡先

自治税務局企画課企画係

TEL:03-5253-5658

FAX:03-5253-5659

- [サイトマップ](#)
- [プライバシーポリシー](#)
- [当省ホームページについて](#)



Copyright © 2009 Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.